

写

小田急電鉄総合車両所移転計画に係る環境影響予測 評価書案に対する環境影響評価審査書

令和 7 年 3 月 10 日に小田急電鉄株式会社取締役社長 鈴木 滋から提出がありました標記事業に係る環境影響予測評価書案に対する神奈川県環境影響評価条例第 20 条第 1 項の規定に基づく環境影響評価審査書は、別紙のとおりです。

令和 7 年 9 月 2 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

I 対象事業の概要

神奈川県環境影響評価条例（昭和55年神奈川県条例第36号。以下「条例」という。）第13条に基づき、事業者である小田急電鉄株式会社から、令和7年3月10日に提出のあった環境影響予測評価書案（以下「予測評価書案」という。）の概要は次のとおりである。

1 事業の名称

小田急電鉄総合車両所移転計画

2 事業者

小田急電鉄株式会社

3 事業の目的

現在の太野総合車両所は、施設開設から約60年が経過し、施設及び検査用設備機械の老朽化が深刻な状況であるが、施設を稼働させながら更新工事を行うことができない状況である。そこで、近年の10両編成の整備に対応するための必要面積が確保でき、大型車両の通行が可能な伊勢原市串橋地区へ総合車両所の移転を行うことにより、輸送の安全確保を図るとともに、持続可能な運営体制の構築に向けて作業の適正化を実現することを目的とする。

4 事業の内容

本事業は、伊勢原市串橋地区に総合車両所を建設するものであり、操車場、検車場などの鉄道関連施設、構内通路、調整池及び緑地等を整備するものである。

総合車両所の建設に当たっては、既存の農業用排水路、下水道及び道路の付け替え工事から開始し、事業実施区域東側を流れる鈴川の既設橋梁と同程度の高さまで盛土した上で、総合車両所の建設工事（基礎工事・建築工事・軌道工事等）を行うものである。

5 事業実施区域

事業実施区域は、伊勢原市南部の笠窪、串橋、神戸及び鈴川地内に位置し、その面積は約 17.72 ヘクタールの範囲である。また、平塚市及び秦野市との市境に近接している。

6 事業実施区域及びその周辺の環境

事業実施区域は、小田急電鉄小田急小田原線伊勢原駅及び鶴巻温泉駅の間に位置し、主に農地として利用されている。事業実施区域の東側には金目川水系の鈴川や栗原川、西側には善波川が南流する。また、事業実施区域の南側には線路（小田急小田原線）が存在し、北側には都市計画道路 3・4・4 号線が本事業に併せて整備予定である。

事業実施区域の周辺は、北側や西側は宅地等、東側は鈴川を挟んで工業団地、南側は小田急小田原線を挟んで農地となっている。なお、小田急小田原線を挟んだ南東側に伊勢原市こどもスポーツ広場が存在するほか、事業実施区域の約 1 キロメートル範囲内には小学校や保育所等、環境保全に留意を要する施設が存在する。

II 審査会の審議結果等

1 審査会の審議結果について

条例第20条第1項に基づき環境影響評価審査書を作成するに当たり、令和7年4月18日に、条例第75条第3号に基づき、神奈川県環境影響評価審査会（以下「審査会」という。）に諮問し、以降4回にわたり審議が行われ、同年7月23日に答申があった。

答申では、対象事業が広大な農地等を改変し、これまでの環境を大きく変更する計画となっていることから、工事中や施設供用に当たり、周辺環境に影響が及ばないように配慮する必要があること、環境影響予測評価書（以下「予測評価書」という。）の作成に当たっては、計画及びその調査等の内容を適切に、かつ明確に記載する必要があること、計画の具体化に当たっては、関係住民等に丁寧に、かつ分かりやすく説明する必要があることなどの指摘があった。

2 環境保全上の見地からの意見を有する者からの意見について

条例第17条第1項に基づき、予測評価書案の縦覧期間中に知事に対し、埋蔵文化財に関する1通の意見書が提出された。この意見の概要及び当該意見に対する事業者の見解を記載した書面が、令和7年6月23日に知事に送付された。

なお、条例第19条第1項に基づき開催することとされている公聴会は、予測評価書案に係る環境保全上の見地からの意見を述べようとする者の申出がなかったため中止とした。

3 関係市長意見について

条例第20条第2項に基づき、関係市長である平塚市長、秦野市長及び伊勢原市長に意見を求めたところ、調整池の放流先として現況の流域とは異なる河川へ放流する計画に対して懸念があり、河川流量の変化が下流域の農業活動に影響を及ぼす可能性があることから、調整池の排水先について見直しを含めて慎重な検討をすることなどの意見があった。

III 審査結果

この予測評価書案に対して、関係市長意見等を考慮するとともに審査会の答申を踏まえ、条例第20条第1項に基づき審査した結果は次のとおりである。

1 総括事項

対象事業は、農業振興地域に属する広大な農地等を改変して総合車両所を建設するものであり、農地の消失のほか事業実施区域内の既存踏切や道路の撤去、鈴川の既設橋梁と同程度の高さまでの盛土を行うなど、これまでの環境を大きく変更する計画となっている。そのうえで、周辺には農地が残り、住宅地が近接していることから、事業者は、工事中や施設供用に当たり、こうした周辺環境に影響が及ばないように配慮すること。

事業者は、工事用車両の通行について予測評価書案に記載していない分散ルートの説明を行うなど審査に影響を及ぼすものがあったことから、予測評価書の作成に当たっては、計画及びその調査等の内容を適切に、かつ明確に記載すること。また、計画の具体化に当たっては、適宜、関係住民等に丁寧に、かつ分かりやすく説明すること。

その上で、次の個別事項に示すとおり適切な対応を図ること。

2 個別事項

(1) 騒音

事業者は、工事用車両の走行に伴う騒音の予測結果が環境基準値を超過したことへの対応として、工事用車両が集中しないよう工事の平準化に努めるとしているが、その内容は予測評価書案において調査等の記載がない新たな分散ルートによる対応であると説明していることから、新たな分散ルートにおける騒音に係る周辺環境への影響について、予測評価書に記載すること。

また、環境基準値の超過地点について、住居位置での予測も新たに説明していることから、その内容について予測評価書に記載すること。

(2) 植物・動物・生態系

ア 事業者は、事業実施区域内の水田で確認されたミズタカモジについて、現地調査において事業実施区域外では確認できなかったにもかかわらず、事業実施区域周辺に生育環境が広く存在するとの説明をしていたが、追加調査により実際に確認したとのことであるから、その調査等について予測評価書に記載すること。

イ 事業者は、事業実施区域内外で確認されたカヤネズミ及びオオヨシキリの環境保全対策として、繁殖期を考慮した工事時期の調整に努めるとし、その内容は非繁殖期の草刈りにより事業実施区域外に誘導することであると説明したことから、事業実施区域外での繁殖も考慮の上、環境保全対策について予測評価書に記載すること。

また、誘導及び繁殖に関する確認調査として事後調査の対象とし、その調査の具体的な方法や時期等について検討した上で、予測評価書に記載すること。

ウ カヤネズミについては、事業実施区域が広く、一度に移動することは困難と考えられることから、段階的な誘導について検討し、その結果を予測評価書に記載すること。

エ 事業者は、事業実施区域内におけるカヤネズミ等に係る生息環境となる草地の創出について、伊勢原市地域まちづくり推進条例の緑化推進基準の対象外であることを理由にできないとしていたが、その後、芝・地被類については緑化面積の換算率が低いこと、緑化推進基準に推奨植物があることや最低限の土地利用という観点から創出措置ができないと事業者が判断したと説明していることから、その判断に至った調整経緯や内容について、予測評価書に記載すること。

(3) レクリエーション資源

事業実施区域は、こどもスポーツ広場に隣接しており、事業者は、線路とこどもスポーツ広場の間の区域は付帯工事影響範囲としているが、こどもスポーツ広場に影響を及ぼすおそれのある作業や行為はないと説明していることから、今後、懸念が生じないようその内容や影響について予測評価書に記載すること。

(4) 安全（交通）

事業者は、工事用車両の通行については、まず西側の既存道路を通行し、東側の都市計画道路の供用後はその道路を通行するとしていたが、新たに別の分散ルートも通行し、大型車の通行も想定しているとの説明になったことから、新たな分散ルートにおける安全（交通）に係る周辺環境への影響について、予測評価書に記載すること。

(5) 事業内容、水質汚濁及び水象等

Ⅱ 3 の関係市長意見のとおり、調整池の放流先について懸念があるとして見直しを含めて慎重な検討を求める意見があった。

こうしたことから、事業者は、調整池の適切な放流先について検討し、関係機関と十分に協議すること。

関係機関との協議の結果、放流先に変更が生じる場合は、予測評価書案に記載のないものであることから、事業者は、関係する評価項目及び関係市長の懸念事項について、改めて調査等を行い、条例に基づく変更届を提出し、関係市長に報告した上で予測評価書に記載すること。

関係機関との協議の結果、放流先に変更が生じない場合は、事業者は、関係市長意見における懸念への対応及び理由を関係市長に報告し、その結果を知事に報告した上で予測評価書に記載すること。

いずれの場合も、関係住民等に丁寧に、かつ分かりやすく説明すること。

以上